

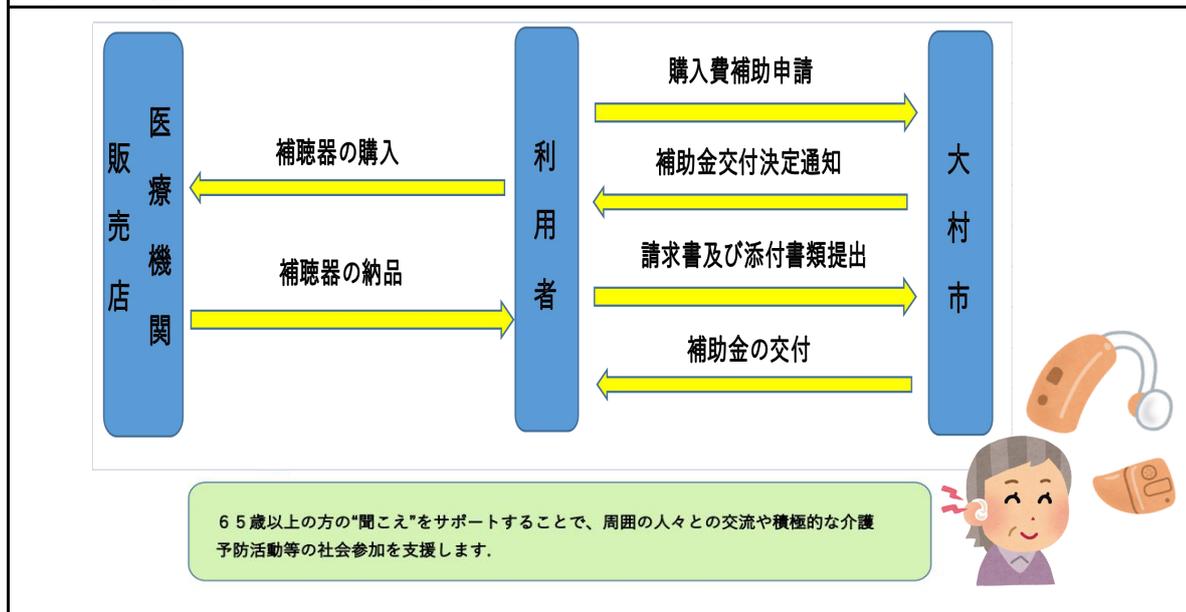
## 事業概要シート

施策	0602	高齢者の生きがいがづくりと介護予防の推進	《 》の金額	現年度当初・補正予算、前年度繰越額の合計 ※補正予算要求時は今回の補正予算額を除く ※次年度予算要求時は次年度繰越額を除く	
事業名	高齢者補聴器購入費補助事業	新規	予算額	4,305 千円	
事業期間	令和8年度 ~ 令和10年度			《 》 0 千円	
根拠法令 要綱等			財源内訳	国庫支出金	950 千円
				県支出金	千円
				地方債	千円
				その他	千円
				一般財源	3,355 千円

### 【事業の目的・概要・対象】

- 事業の目的  
難聴により日常生活に不自由を来している高齢者に対し、補聴器の購入費用の一部を助成することにより、積極的な社会参加を促すとともに日常生活の便宜を図り、もって認知症及びその進行の予防に資することを目的とし補聴器購入費の一部を予算の範囲内において補助する。
- 補助金額  
補聴器の購入代金と1台当たりの基準価格とを比較していずれか少ない方の額の10分の9以内の額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし上限額を3万9千円とする。
- 対象者  
(1) 65歳以上で市内に住所を有していること  
(2) 両耳の聴力レベルがそれぞれ50デシベル以上であること。  
(3) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める聴覚障害の障害等級に該当しないこと  
(4) 住民税非課税かつ介護保険料の滞納がない人
- 補助対象の補聴器

軽度・中等度難聴用ポケット型	基準単価：44,000円
軽度・中等度難聴用耳かけ型	基準単価：46,400円
高度難聴用ポケット型	基準単価：44,000円
高度難聴用耳かけ型	基準単価：46,400円
重度難聴用ポケット型	基準単価：59,000円
重度難聴用耳かけ型	基準単価：71,200円
耳あな型(レディメイド)	基準単価：92,000円
耳あな型(オーダーメイド)	基準単価：144,900円
骨導式ポケット型	基準単価：74,100円
骨導式眼鏡型	基準単価：126,900円



### 【背景】

聴力の低下により日常生活に不安を感じている高齢者の適切な補聴器装用につなげ、コミュニケーション能力の維持及び向上を図ることで、年齢を重ね心身の活力が低下した要介護状態になる手前の状態の予防や社会参加を促進を求められている。

担当課	福祉保健部 長寿介護課	課長	角野 章子
担当者	池田 哲志	問合せ先	0957-20-7301 (内線：89-104)

## 事業概要シート

### 【活動指標】

指標名		単位	R 6 (実績)	R 7 (計画)	R 8 (計画)	R 9 (計画)	R 10 (計画)
①	周知活動（医療機関）	計画値 件	8	8	8	8	8
②	周知活動（補聴器取扱い業者）	計画値 件	21	21	21	21	21

### 【成果指標】

指標名		単位	R 6 (実績)	R 7 (計画)	R 8 (計画)	R 9 (計画)	R 10 (計画)
①	購入費助成件数	計画値 件	—	—	108	108	108
②		計画値					

### 【予算・決算】（千円）

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	合計
事業費	0	0	0	4,305	4,305	4,305	12,915
国庫支出金	0	0	0	950	950	950	2,850
県支出金	0	0	0	0	0	0	0
地方債	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
一般財源	0	0	0	3,355	3,355	3,355	10,065
人件費	0	0	0	2,678	2,678	2,678	8,033
職員(人)	0.00人	0.00人	0.00人	0.35人	0.35人	0.35人	1.05人
時間外勤務(h)	0h	0h	0h	20h	20h	20h	60h
会計年度任用職員(人)	0.00人	0.00人	0.00人	0.05人	0.05人	0.05人	0.15人
フルコスト	0	0	0	6,983	6,983	6,983	20,948

妥当性 (市の関与)	<p>加齢等により、聞こえが悪くなる（難聴になる）と、外出や人とのコミュニケーションが困難となり、社会的つながりが希薄となるため、難聴は、認知症や社会的孤立等の要因になると言われています。</p> <p>市として65歳以上の方の“聞こえ”をサポートすることで、周囲の人々との交流や積極的な介護予防活動等の社会参加を支援します。</p>
有効性 (施策貢献度)	<p>高齢者が補聴器の適切な装用により、年齢を重ね心身の活力が低下した要介護状態になる手前の状態の予防や社会参加を促進するため有効である。</p>
効率性 (コスト)	<p>購入費にかかる利用者負担を軽減するため、介護保険サービスは利用料を1～3割を支払うことで利用できるため、その負担割合の最低割合の1割を基準とし利用者負担と設定する。ただし上限額を3万9千円とする。</p>

1次評価	担当者記載のとおり
2次評価	一次評価のとおり